

社会福祉法人一石会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一石会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下、役員等という。)の報酬並びに費用に関し必要な事項について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、法人が規定する給与規程(以下「給与規程」という。)及び本規程で定める報酬及びその他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、その職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事(以下「理事長等」という。)である常勤役員については年俸制とし、12で除した額を毎月支給日に支給する。
非常勤の場合には、日額として毎月支給日に支給する。
- (2) 前号以外の役員、評議員並びに評議員選任・退任委員については、理事会、評議員会及び法人が必要と認める会議への出席等、必要の都度定額を支払うものとする。
- (3) 当法人の職員を兼ね給与を支給している者には役員報酬は、支給しない。
- (4) 第1号に定める理事長等の額については、別表第1の左欄の区分に従い、当該右欄の定める額とする。
- (5) 第2号に定める定額とは、別表第2の左欄の区分に従い、当該右欄の定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬の支払については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金、あるいは立替金等ある場合にはその金額を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、その他の役員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人に直接支給するものとする。

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、定款第8条及び第21条の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 理事・監事・評議員の報酬等に関する規程は、平成29年3月31日付けで廃止する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1号関係）

理事長等の報酬額

役 職		業 務	報 酬 額
常 勤	理事長	定款第 17 条に定める 業務	年 8 0 0 万円までの範囲内
	常務理事	別に定められた法人業 務	年 7 2 0 万円までの範囲内
非 常 勤	理事長	定款第 17 条に定める 業務	日額 3 万円
	常務理事	別に定められた法人業 務	日額 2 万円

別表第2（第3条第2号関係）

非常勤役員等の報酬額

役 職	業 務	報 酬 額
理 事	理事会等会議出席及法人業 務の都度	1 万円
監 事	理事会等会議出席の都度 監事監査に従事するとき	1 万円
評 議 員	評議員会に出席の都度	1 万円
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委員会に 出席の都度	1 万円

役員報酬等規程 新旧対照

役 職		新報酬額	現行報酬額	根拠等
理事 長	常勤	年 800 万範囲内	年 540 万円	新旧規程
	非常勤	日 3 万円	日 3 万円	新旧規程(理事会以外業務)
常 務	常勤	年 720 万範囲内	理事長が定	新旧規程
	非常勤	日 2 万円	日 1.5 万円	新旧規程(理事会以外業務)
その他理事・ 監事・評議員 (非常勤)	1 回 1 万円	1 回 1 万円 (施設での業 務 1.5 万円	新旧規程(理事会等出席) 旧規定:外部会議、研修は 交通費 5 千円	
職員兼務の 理事	支給しないこと ができる	----	新規定 旧規定:適用しない 勤務中支給なし 旧管理職給与内規 理事兼務 +1 万 *理事長等の過去事例	

- * 常務兼施設長 540 万円
 理事長兼施設長 600 万円(伺い定めで 660 万円)